

令和8年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る 従事者支援業務委託仕様書

この仕様書に示す内容は、業務の基本的事項を示すものであり、契約に際しては、企画提案の内容を踏まえて仕様を追記する予定です。

1 業務名

令和8年度福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務

2 目的

訪問看護ステーション間の連携や人材育成等に係る研修会・交流会等を開催することにより、訪問看護ステーション間の連携・協力関係の構築を推進し、24時間・365日対応可能な訪問看護体制の整備を図る。

特に、利用者が希望する場所で最期を迎えられるよう、終末期における看取り・緩和ケアに関する知識や技術を習得し、地域の訪問看護ステーション間の連携・協力体制を構築して、地域全体の終末期ケアの質を高める。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 企画者説明会の実施

ア 実施回数：1回

イ 対象者：各地区※¹の企画者※²、行政職員（管轄の保健福祉（環境）事務所等）

ウ 実施方法：対面またはオンラインでの開催を県と協議の上、実施すること。

エ 実施内容：参加者へ事業計画（年間）の説明を行う。

オ その他：企画（日程、会場予約、案内作成・送付、資料作成、アンケート作成・取りまとめ等）については、県及び関係機関と協議の上、実施する。

※1：別表参照

※2：福岡県訪問看護ステーション連絡協議会が選定する各地区の状況を知る機能強化型訪問看護ステーション等の管理者等

(2) 全体研修会の実施

ア 実施回数：1回

イ 対象者：福岡県内の訪問看護ステーションの管理者及び従事者、行政職員（管轄の保健福祉（環境）事務所等）

ウ 実施方法：オンライン及び研修実施後のアーカイブ配信

エ 実施内容：終末期の看取り・緩和ケアの訪問看護に関する近年の動向や基礎的知識について習得する。

オ その他：①企画（講師選定、日程、会場予約、研修案内作成・送付、資料作成、アンケート作成・取りまとめ等）については、県及び関係機関と協議の上、実施する。

②オンラインで研修会を実施した後に、動画に編集し、アーカイブ配信をすること。また、県内の訪問看護ステーションに、アーカイブ配信の視聴について周知を行うこと。配信期間は県と協議の上、決定すること。

(3) 実態調査の実施

ア 実施回数：1回

イ 対象者：福岡県内の訪問看護ステーション

ウ 実施内容：各訪問看護ステーションにおける、終末期の看取り・緩和ケアへの対応状況等につ

いて調査を行い、別途資料にまとめ、県に報告する。

- オ その他：①調査項目、調査方法、調査案内作成・送付、報告書の作成等については、県及び関係機関と協議の上、実施する。
②調査の回収率を上げるため、未回答の訪問看護ステーションに対して回答を促し、可能な限り、県内全体の訪問看護ステーションの実態を把握すること。
③調査結果は次年度以降の本事業の内容に反映させるため、調査実施後は速やかに結果を集計して報告書を作成し、調査実施後2カ月以内に県に提出すること。

(4) 地区別交流会の実施

- ア 実施回数：22地区※⁴ごとの交流会を、7会場程度で実施。実施回数については、各地区の企画者と協議の上、決定する。
イ 対象者：各地区の訪問看護ステーションの管理者及び従事者、行政職員（管轄の保健福祉（環境）事務所等）
ウ 実施方法：対面またはオンラインでの開催を企画者と協議の上、実施すること。
エ 実施内容：各地区で、終末期に複数ステーションで関わる事例等の看取り・緩和ケアに関する事例検討のグループワークを行い、地域のステーション間の顔の見える関係の構築や、連携協力体制の推進を図る。
オ その他：企画（講師選定、日程、会場予約、研修案内作成・送付、資料作成、アンケート作成・取りまとめ等）については、企画者や県等と協議の上、実施する。

※4：別表の小地区を参照

(5) 関係者意見交換会（県主催）における事業報告

- ア 実施回数：1回（60分程度）
イ 対象者：企画者、福岡県訪問看護ステーション連絡協議会、行政職員（管轄の保健福祉（環境）事務所等）
ウ 実施方法：オンライン
エ 実施内容：今年度の事業内容を受託者から報告する。また、次年度の事業計画について共有するとともに、意見交換を行う。
オ その他：資料作成等については、県と協議の上、実施する。

(6) 各地域の訪問看護ステーションの状況把握と企画者からの相談対応

県と協議の上、随時、企画者等から各地域の訪問看護ステーションの状況（現状や課題等）を聞き取り、状況把握を行うこと。また、訪問看護ステーションの交流・連携・質の向上に関する活動について、企画者等からの相談に対し、随時助言を行うこと。

5 実施体制

- (1) 全体研修会、地区別交流会等の受講者情報のとりまとめ、提供
研修会及び交流会の参加者に関する情報（所属、役職及び氏名）をとりまとめ、県へ送付すること。
- (2) 全体研修会、地区別交流会等の日程調整等
研修会及び交流会の実施場所を確保すると共に、企画者及び県等と日程調整を行うこと。
- (3) 受講料
受講料は無料とすること。
- (4) 事業に関する打合せ・報告
事業の中間報告等、福岡県訪問看護ステーション連絡協議会との打合せ・報告を行う際には、参加すること。
- (5) 経費の支払い
事業を実施するために必要な次の経費について、受託者が支払うこと。
 - ① 会場借上料、講師等への謝金・交通費、研修会の資料代等（交通費の支給額は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法によって移動する場合の金額とする。）

② 対象者への周知等に係る事務経費

③ その他、当事業に必要な経費

(6) 事業報告書の作成、提出

事業終了後、事業の概要、評価をまとめた事業報告書を作成し、所定の期日までに印刷物及び電子データ（USB等）にて提出すること。

＜事業報告書に盛り込むべき事項＞

- ・企画者説明会、全体研修会、地区別交流会の概要（日程／受講者所属／受講者人数／内容等）
- ・実態調査の結果
- ・添付資料（受講者名簿／研修資料等／アンケート結果等）
- ・その他、本県が必要と定めるもの

(7) 経理に係る証憑の整理・提示

研修に要した経費に係る領収証や帳簿等の証憑について整理し、県からの要求があれば、これを提示すること。

6 その他

本業務委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

(別表)

地区別交流会 地区一覧

R8年3月現在

No.	7地区	医療圏	小地区	対象市町村	ステーション数
1	福岡東	福岡・糸島	福岡1	福岡市東区	74
		福岡・糸島	福岡2	福岡市博多区	55
		福岡・糸島	福岡3	福岡市中央区	42
		粕屋	粕屋	古賀市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)	36
2	福岡西	福岡・糸島	福岡4	福岡市南区	64
		福岡・糸島	福岡5	福岡市城南区	35
		福岡・糸島	福岡6	福岡市早良区	42
		福岡・糸島	福岡7	福岡市西区、糸島市	65
3	筑紫・朝倉	筑紫	筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	76
		朝倉	朝倉	朝倉市、朝倉郡(筑前町、東峰村)、小郡市、うきは市、三井郡(大刀洗町)	27
4	筑後	久留米	久留米	久留米市	98
		八女・筑後	八女・筑後	八女市、筑後市、八女郡(広川町)	30
		有明	有明1	柳川市、みやま市、大川市、三潞郡(大木町)	20
			有明2	大牟田市	26
5	筑豊	飯塚	飯塚	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡(桂川町)、	47
		直方・鞍手	直方・鞍手	直方市、宮若市、鞍手郡(小竹町、鞍手町)	27
		田川	田川	田川市、田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)	50
6	北九州東	北九州	北九州1	北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区	110
		京築	京築	行橋市、豊前市、京都郡(苅田町、みやこ町)、築上郡(吉富町、上毛町、築上町)	40
7	北九州西	北九州	北九州2	北九州市八幡東区、北九州市八幡西区、北九州市戸畑区、北九州市若松区	99
		北九州	北九州3	中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)	30
		宗像	宗像	宗像市、福津市	24
計					1117